

## 付 議 第 6 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成24年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

## 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表の2の(4)中「認定こども園の長」を「認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）」に改め、同表の3の(7)中「(4)及び(5)にかかわらず、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び幼稚園型認定こども園にあっては、調理室を設けることが困難な特段の事情があり、かつ」を「認定こども園において子どもに対して食事を提供する場合は、当該認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし」に、「当該認定こども園以外」を「当該認定こども園外」に改め、同表の7中

「(9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。」

を

「(9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。」

(10) 認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(10)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めなければならないこと。」

に改め、同表中

「8 過疎地域等における特例

教育委員会は、認定こども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。」

を

## 「8 非常災害対策

- (1) 認定こども園においては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び保護者等に周知しなければならないこと。
- (2) 認定こども園においては、非常災害に備えるため、(1)の防災対策マニュアルの概要を当該認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこと。

## 9 暴力団の排除

- (1) 認定こども園の設置者、認定こども園の長その他認定こども園の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（(2)において「認定こども園の設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならないこと。
- (2) 認定こども園の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。(3)において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならないこと。
- (3) 認定こども園の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならないこと。

## 10 過疎地域等における特例

教育委員会は、認定こども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。」

に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の3の(7)の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書の規定を除く。）による改正後の高知県認定こども園条例の規定は、この条例の施行の際現に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第3項の認定を受け、若しくは同条第5項の規定による公示がされている認定こども園（この項の規定によりなお従前の例によりこの条例の施行の日以後に同法第3条第1項又は第3項の認定を受ける認定こども園を含む。）又は同日以後に同法第4条第1項の規定により認定の申請をする者について適用し、同日前に同項の規定により認定の申請をした者については、なお従前の例による。

## 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、認定こども園の認定の要件として、社会福祉施設の運営に関する基準に準じて、地産地消の推進、非常災害対策及び暴力団の排除に係る基準を追加し、併せて満3歳以上の子どもに対する食事の提供についての外部搬入に係る規定の整備をしようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県認定こども園条例（抜粋）

高知県認定こども園条例（抜粋）

（認定こども園の認定の要件）

（認定こども園の認定の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び別表に定める基準に適合することとする。

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び別表に定める基準に適合することとする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び別表に定める基準に適合することとする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び別表に定める基準に適合することとする。

別表（第3条関係）

別表（第3条関係）

認定こども園の認定の基準

認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

1 職員の配置

（1）～（4） 略

（1）～（4） 略

2 職員の資格

2 職員の資格

（1）～（3） 略

（1）～（3） 略

（4） 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。

（4） 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。

3 施設設備

3 施設設備

（1）～（3） 略

（1）～（3） 略

（4） 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けていること。

（4） 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けていること。

(5) (4)の施設の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。

(6) 略

(7) 認定こども園において子どもに対して食事を提供する場合は、当該認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、教育委員会規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な加熱、保存等の調理のための機能を有する設備を備えていること。

(8)・(9) 略

#### 4 教育及び保育の内容

(1)・(2) 略

5 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等  
略

6 子育て支援事業  
略

7 管理運営等

(1)～(8) 略

(9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

(10) 認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内

(5) (4)の施設の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。

(6) 略

(7) (4)及び(5)にかかわらず、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び幼稚園型認定こども園にあつては、調理室を設けることが困難な特段の事情があり、かつ、教育委員会規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園以外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な加熱、保存等の調理のための機能を有する設備を備えていること。

(8)・(9) 略

#### 4 教育及び保育の内容

(1)・(2) 略

5 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等  
略

6 子育て支援事業  
略

7 管理運営等

(1)～(8) 略

(9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

で生産された農林水産物（以下(10)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めなければならないこと。

## 8 非常災害対策

(1) 認定こども園においては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び保護者等に周知しなければならないこと。

(2) 認定こども園においては、非常災害に備えるため、(1)の防災対策マニュアルの概要を当該認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこと。

## 9 暴力団の排除

(1) 認定こども園の設置者、認定こども園の長その他認定こども園の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（(2)において「認定こども園の設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならないこと。

(2) 認定こども園の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条

例第2条第1号に規定する暴力団をいう。(3)において同じ。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならないこと。

(3) 認定こども園の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならないこと。

#### 10 過疎地域等における特例

教育委員会は、認定こども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。

#### 8 過疎地域等における特例

教育委員会は、認定こども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。

## 高知県認定こども園条例の一部改正の概要について

### 1. 改正理由

認定こども園の認定の要件として、「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」に合わせて、地産地消の推進、非常災害対策及び暴力団の排除に係る基準を追加し、併せて満3歳以上の子どもに対する食事の提供についての外部搬入に係る規定の整備をしようとするもの。

### 2. 改正内容

#### (1) 独自基準

「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」の基準に準じた改正

##### ①地産地消の推進

各施設は、県内で生産された農林水産物やこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう努める。〈別表 7の(10)〉

##### ②非常災害対策

各施設等が「防災対策マニュアル」を策定し、必要に応じた点検・見直しを実施。  
併せて、職員や利用者にわかりやすく掲示。〈別表 8〉

##### ③暴力団の排除

県民の安全で安心な生活の確保等のため、社会福祉施設から暴力団を排除する。〈別表 9〉

#### (2) 満3歳以上の子どもに対する食事の提供についての外部搬入にかかる規定の整備

項目	条文	認定こども園 設備運営基準 (国基準)※1	条文	高知県認定こども園条例 (現行基準)	高知県認定こども園条例 (改正案)
給食の外部搬入	第4施設設備	〈満3歳以上児の給食〉 全ての認定こども園において、一定の要件のもとに、園外で調理し、搬入することができる。	別表3の(7)	〈満3歳以上児の給食〉 幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び幼稚園型認定こども園のみ、一定の要件のもとに外部搬入を認める。 (保育所については、保育所の国基準(※2)によって外部搬入可能。)	〈満3歳以上児の給食〉 全ての認定こども園において、一定の要件のもとに、園外で調理し、搬入することができる。 (国基準(※1)と同じ。)

(関連国基準)

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準(平成18年8月4日文部科学・厚生労働省告示第1号)

※2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生省令第63号)